

小・中学校の体育館への空調設備の整備を求める意見書

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。

子どもたちが、体育の授業や部活などで熱中症となり、死亡や後遺症の事例も発生している。学校施設は、子どもたちが長時間過ごす場であると同時に多くは、災害時の地域の避難所ともなる重要な施設である。

また、文部科学省の調査でも、空調設備やトイレ改修後に、教育環境の充実により子どもの学習意欲の向上が見られるとの結果が出ており、学校施設の整備は、いまや必要不可欠である。普通教室の空調設備は整備されているものの、室内体育館においては、多くの学校施設において、整備されていないのが、現状である。

政府がすすめる少子化対策の一環としても、子どもの生命と健康を守り、健全な教育環境整備の柱として、室内体育館への空調設備の整備は喫緊の課題と言える。

よって、子どもたちが安全で安心して、学校生活が送れるように、また防災対策の立場からも全ての学校において、国の責任で、空調設備の整備がすすむように、支援強化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年10月2日

大分県津久見市議会

衆議院議長	額賀 福志郎 殿
参議院議長	尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣	石破 茂 殿
内閣官房長官	林 芳正 殿
総務大臣	村上 誠一郎 殿
財務大臣	加藤 勝信 殿
文部科学大臣	あべ 俊子 殿